

社会福祉法人 広島厚生事業協会 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 現状

当法人は、全職員数に対する女性の比率は70.5%で、採用者に占める女性の割合は91%となっている。

また、出産後の育児休業取得者は100%で、復帰率もほぼ100%。全職員平均の残業時間は1.9時間で、ほとんどの職員は定時に帰宅している。

年次有給休暇の取得率の全体平均は80.7%であり、年間休日数は平均124日あるため、仕事と家庭の両立をしやすい環境にある。

しかしながら、年次有給休暇の取得率を部署ごとにみると、106.1%～28.7%と取得率に大きな差が生じている。

3. 目標と取組内容

目標

年次有給休暇の取得率の平均を部署ごとに50%以上にする

取組内容

令和4年4月～

部署ごとの年次有給休暇取得状況を共有し、全職員へ取得促進を発信する。

取得率の低い部署については、職場長から職員個人へ取得を促す。

令和4年7月～

付与月である12月から6ヵ月経過するため、取得義務5日消化確認も含めて取得状況を確認し、消化率の低い職員については職場長から取得を促す。